No.２１

議案第６３号、議案第６４号及び議案第６５号の参考資料

新　旧　対　照　表

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第６３号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局	1
第６４号	熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	職員課	2
第６５号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局	3

議案第６３号の参考資料

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成１７年条例第２４号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第９条　市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定する選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、５８６円８８銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数を乗じて得た金額に３１万６，２５０円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に１．３を乗じて得た数（１未満の端数がある場合には、その端数は1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第７条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第９条　市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定する選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、５４１円３１銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数を乗じて得た金額に３１万６，２５０円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に１．３を乗じて得た数（１未満の端数がある場合には、その端数は1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第７条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

議案第６４号の参考資料

熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年条例第４５号）

（下線部分は改正部分）

改正案

別表第１（第２条関係）

職名	区分	金額
９　選挙長	日額	１２，２００円
１０　選挙立会人	同	１０，１００円
１１　投票所の投票管理者	同	１４，５００円
１２　期日前投票所の投票管理者	同	１２，８００円
１３　開票管理者	同	１２，２００円
１４　投票所の投票立会人	同	１２，４００円
１５　期日前投票所の投票立会人	同	１０，９００円
１６　開票立会人	同	１０，１００円

現行

別表第１（第２条関係）

職名	区分	金額
９　選挙長	日額	１０，８００円
１０　選挙立会人	同	８，９００円
１１　投票所の投票管理者	同	１２，８００円
１２　期日前投票所の投票管理者	同	１１，３００円
１３　開票管理者	同	１０，８００円
１４　投票所の投票立会人	同	１０，９００円
１５　期日前投票所の投票立会人	同	９，６００円
１６　開票立会人	同	８，９００円

議案第６５号の参考資料

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成１９年条例第２３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第４条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が８円３８銭を超える場合には、８円３８銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第１４２条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （公費負担の限度額） 第５条　第２条の規定による公費負担の限度額は、候補者１人について、８円３８銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）とする。	（ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第４条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円７３銭を超える場合には、７円７３銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第１４２条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （公費負担の限度額） 第５条　第２条の規定による公費負担の限度額は、候補者１人について、７円７３銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第１４２条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）とする。